

広島県告示第三百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十一年四月九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行つた者の名称
三原市
- 二 調査を行つた期間
平成十九年五月から平成二十年九月まで
- 三 成果の名称
三原市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行つた地域
三原市久井町小林の一部
- 五 認証年月日
平成二十一年三月三十一日